平成16年(行ケ)第165号特許取消決定取消請求事件 口頭弁論終結日 平成16年8月24日

判決

日亜化学工業株式会社

同訴訟代理人弁理士 堀川かおり 同 小野由己男

被 特許庁長官 小川洋

同指定代理人 平井良憲 吉田英一 同 立川功 同 同 涌井幸-同 宮下正之

主文

特許庁が異議2003-72509号事件について平成16年3月 8日にした決定を取り消す。 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

原告は、主文第1項と同旨の判決を求め、主文第1項記載の決定(以下「本 件決定」という。)の対象となった特許(原告を特許権者とする特許第33956 31号,以下「本件特許」という。)の請求項1ないし3につき、特許請求の範囲 の減縮を目的とする訂正を認容する訂正審決が確定したから、本件決定は取り消さ

れるべきである旨述べた。

2 本件特許の請求項1ないし3(なお,請求項2,3は,請求項1の従属項である。)につき,特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正を認容する訂正審決が確 定したことは当事者間に争いがない。そうすると、本件決定は、結果として、判断 の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなり、この誤りが結論に影響を 及ぼすことは明らかであるから、本件決定は取消しを免れない。

3 以上によれば、原告の本件請求は理由があるから、これを認容することと 、訴訟費用については、本件訴訟の経過にかんがみ、これを原告に負担させるの を相当と認め、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所知的財産第1部

裁判長裁判官 章 北 山 元 裁判官 青 柳 罄 裁判官 中 沖 康 人